令和 4 年度事業計画書

I. 基本方針

人口減少、少子高齢化が進行する我が国は、高齢化率が既に 28.4%に達しており、令和 12(2030)年には 31.2%、令和 47(2065)年には 38.4%になると見込まれております。また、 人口の東京一極集中が是正されず、地方の人口減少が一層進行するなど、地方の活性化が 極めて切実な問題となっております。

こうしたなか、一昨年来、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾 有の事態に見舞われ、雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受け、シルバー人材 センター事業にも大きな影響がでております。当面は新型コロナウイルス感染症禍の状況 に的確に対応していく必要があると考えております。

政策面では、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、令和3年4月から70歳までの就業機会確保が企業の努力義務とされました。

一方、シルバー人材センターについては、厚生労働省は、人手不足分野での就業機会の開拓・マッチング機能や地域毎の特色や実情を踏まえた積極的な取り組みを強化するとしております。シルバー事業の運営に当たっては、こうした諸情勢を踏まえた上で、今後の運営方針を検討していく必要があると考えております。

また、全国シルバー人材センター事業協会「全シ協」においては、平成30年3月、新たな会員拡大計画「第2次会員100万人達成計画」を策定しました。これまでの間、シルバー人材センター、シルバー人材センター連合本部における取り組み強化により、令和2年3月においては10年ぶりに会員数が増加に転じました。

然しながら、センター、連合本部による成果にはバラツキがあることに加え、全体としては計画に掲げた目標には及ばない結果となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数、受注額が大幅に減少しており、会員拡大に向けての積極的な取り組みと、併せて受注額の回復に向けて対策の強化が必要と考えております。

以上のような基本方針を軸に、以下を重点課題として、事業の特性を生かした個性的な運営を展開したいと考えております。

第一に、高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

第二に、雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

第三に、高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

第四に、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

第五に、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力 の活用を図るための事業

Ⅱ. 主要施策の実施計画

1 高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

社会参加の意欲のある高齢者のために地域に密着しながら、その希望、知識及び経験に応じた就業の活動機会を確保し、提供するため地域ニーズにマッチした仕事を、家庭、

企業、地方公共団体から有償で引き受け、これを高齢者に対して、請負又は委任という 形式で提供する。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当 該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき就業を提供する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

- 3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業
- (1) 技能開発講習会

地域に高齢者の就業にふさわしい仕事が存在していても、それを行うために必要な経験や能力等が高齢者に不足している場合には、実際の就業には結びつかない。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした各種講習会等を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し実際の就業に結び付け、より広い分野での就業の機会の確保・提供に繋げ高齢者の生きがいの充実と福祉の向上、ひいては活力ある地域社会づくりに寄与する。

- 4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業
- (1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加の一環として、公共施設の清掃・ 除草・剪定等を実施し、地域社会の活性化や環境美化に寄与する。

(2) 相談·情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に務める。

- 5 高齢者の多様な就業の機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用 を図るための事業の推進
- (1) 就業開拓事業

就業開拓専門員を配置し、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し、

高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を活かせる就業の開拓を行う。

(2) 調査研修事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を図るために、 発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員 の意識調査や健康づくりの推進に関する調査等を行う。

(3) 安全·適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理のため、啓発活動などを行う。

具体的には、安全・適正就業推進委員会を設置し、安全就業パトロール指導員を配置し、安全就業研修会や交通安全講習などを実施する。また高齢者の健康管理のため、健康診断の受診を奨励する。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センターの事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる一般市 民や事業所等及び会員となりうる高齢者に対し、基本的理念や事業の仕組みを周知す る。

具体的には、市の広報、公民館便りへの掲載、ポスターの掲示及びチラシの配布や、ホームページの開設、センターボランティア活動の報道依頼を行う。

(5) 地域就業機会創出·拡大事業

シルバー人材センターと地域の地方公共団体や商工団体等の関係機関が連携して、 地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持発展に繋がる 新たな就業の機会を創出する事業として実施する。

(6) 助成金を利用した事業

市内企業の高年齢者の求人を開拓するため、就業開拓員を配置し、スーパー等の民間企業を訪問し、就業機会の拡大を図り、地域の高齢者(新規会員)の就業に結び付ける。

Ⅲ. 事業取り組み目標

会	員		数	900人	
契	約	種	別	請負・委任契約	労働者派遣契約
契	約	金	額	500,000千円	50,000千円
就	業延	人	員	90,000人目	10,000人目